

平成28年度 建設コンサルタント業務等に係る入札・契約、 総合評価に関する変更点について（補償コンサルタント版）

平成28年8月1日以降に公示される建設コンサルタント業務等において、以下の事項が変更（追加）となります。

また、入札・契約、総合評価の手続きにおいて、特に間違いが多いものなど注意いただきたい事項を記載していますので、参加表明書作成時の参考としてください。

変更点

1. 優良業務表彰の見直し【見直し】

平成27年度に完了した業務の表彰から、「部長表彰」が新設されたことにともない評価基準の見直しを行います。

2. 出産・育児・介護休業の取得状況により評価対象期間を延長【新規】

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が評価対象期間中に、出産・育児・介護等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合に、参加表明者からの申請により休業期間を評価対象期間に加える試行を行います。

3. 一括審査方式【新規】

同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価することで、受発注者双方の事務低減を目的に一括審査方式を新規に導入します。

取り組み

1. 総合評価落札方式（簡易型）の技術提案内容の簡素化に関する取り組み

平成27年8月以降に公示した総合評価落札方式（簡易型）において、技術提案書作成者の事務負担軽減を目的に記載内容の簡素化を実施しているところですが、昨年実施したアンケート調査結果を踏まえ、さらなる改善を図ります。

2. 追加参考資料の提出を求める取り組み

さらなる評価・審査の精度向上を図るため、参加表明書に添付される企業、予定技術者の経験及び能力を確認する資料（様式1～4）を基に、各項目において想定される評価ウェイト・技術点を記載する参考資料（別添：参考資料様式ー1）の提出を求める取り組みを行います。

変更点 1 優良業務表彰の見直し【見直し】

平成27年度に完了した業務の表彰から、「部長表彰」が新設されたことともない、評価基準の見直しを行います。

優良業務表彰、優秀技術者表彰の評価基準は以下のとおりとなります。

「参加表明者（企業）の経験及び能力」の評価基準

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港部関係を除く）で、平成26年度以降平成27年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験があるものを下記の順位で評価する

- ① 関東地方整備局発注業務で優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。
評価点① = 5点
- ② 関東地方整備局発注業務で優良業務表彰（**部長**、事務所長）を受けた経験がある者。
評価点② = 3点
- ③ 関東地方整備局以外の発注業務で優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。
評価点③ = 3点

「予定技術者の経験及び能力」の評価基準

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港部関係を除く）で、平成24年度以降平成27年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験があるものを下記の順位で評価する。

但し、照査技術者として従事した業務は除く。

- ① 関東地方整備局発注業務で
優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。
評価点① = 5点
- ② 関東地方整備局以外の発注業務で
優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。
評価点② = 3点

変更点 2 出産・育児・介護休業の取得状況により評価対象期間を延長【新規】

- (1) 技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が評価対象期間中に、出産・育児・介護等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合に、参加表明者からの申請により休業期間を評価対象期間に加える試行を行います。
- (2) 評価対象期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間を1年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものです。
（産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外となります。）
- (3) 長期休業期間が1年に満たない場合であっても、1年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するための申請をすることができます。
評価対象期間の延長に関する考え方は図-1のとおりです。
- (4) 長期休業に伴い技術者実績等の評価期間を延長する場合は、様式-1②に必要事項を記載し、参加表明書とともに申請書を提出する必要があります。
- (5) 長期休業の取得によって評価対象期間が延長される旨の参加表明書等をもって指名された場合は、入札・契約手続きの公正性を確保するため、当該休業の事実を確認するため賃金台帳等（賃金台帳、休業取得の申し出に関する書面等の写し）の提示を求めることがあります。
また、賃金台帳等の提示を拒否するなど、公正性確保のための確認に協力しない場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止等を行うことがあります。

(6) 長期休業の取得により、評価対象期間を延長するための申請をすることができる
評価項目は以下のとおりです。

ただし、平成24年度以降平成27年度末までに長期休業を取得していることにより、評価対象期間を延長する場合は、「業務経験・業務実績（同種又は類似の業務の実績）」、「専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）」及び「優良業務表彰」の評価対象期間も合わせて延長することとし、いずれか一方のみの延長は認めないこととします。

予定主任担当者の経験及び能力

- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評点）
- ③ 優良表彰

予定照査技術者の経験及び能力【照査技術者を求める場合のみ】

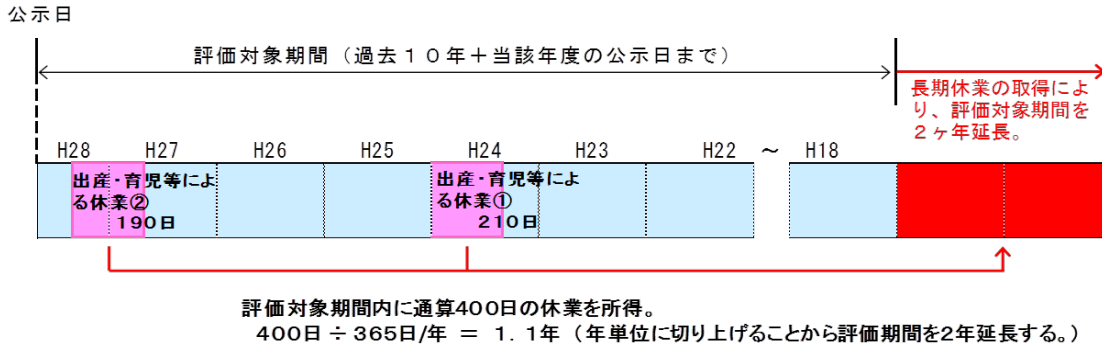
- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評点）

※ 平成27年度に長期休業を取得している場合は、「担当した業務において技術者評定点に60点未満がある場合に－5点」とする評価項目においても、評価対象期間を延長することとします。（平成26年度以降平成27年度末までに完了した業務で60点未満の技術者評点がある場合は、評価点を減することになります。）

図一 1 〔長期休業の取得に伴う評価対象期間の延長に関する考え方〕

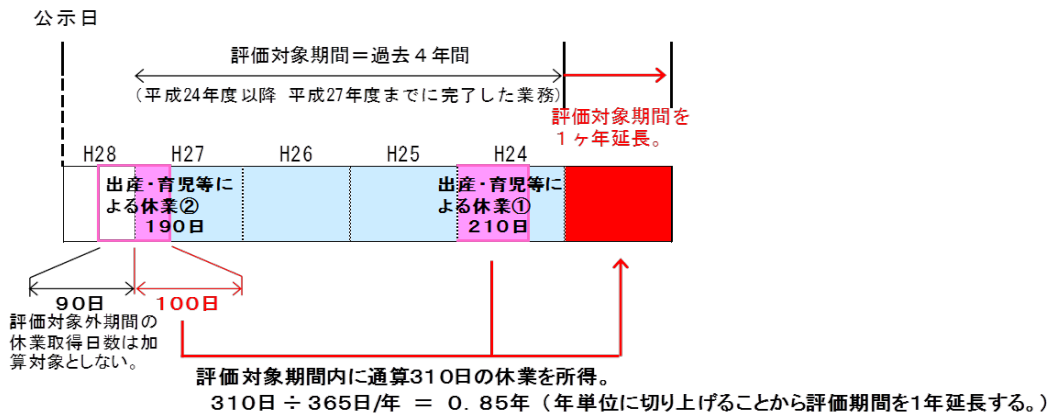
【例 1】

業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）の評価対象期間



【例 2】

専門技術力・業務成績（平均技術者評点）及び優良業務表彰の評価対象期間



技術者実績等に関する長期休業の特例に関する申請書

業務名：H28関東地整〇〇〇〇用地調査等業務

標記業務について技術者実績等に関する長期休業の特例に関する申請書を提出いたします。

連絡窓口（事務）担当者 氏 名 関東一郎
 部 署 (株)〇〇コンサルタント 総務部人事課
 電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

| | |
|--|---|
| 予定主任担当者 氏 名： 相武 路子 | |
| 長期休業の特例適用の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 （無の場合は以降の記載は不要） |
| 1. 平成18年度以降公示日までにおいて長期休業を取得した通算日数 <input type="radio"/> 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）の評価対象期間 | |
| 休業の種類（産前・産後、育児、介護の別を記載する） | 休業取得期間及び日数 |
| 産前・産後、育児 | 平成24年 9月 3日から平成25年 3月31日まで 210日間 |
| 産前・産後、育児 | 平成27年12月23日から平成28年 6月29日まで 190日間 |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間 |
| 評価対象期間の延長年数 | 通算取得日数400日間 ÷ 365日/年 = 1.1 ≒ 2年 （端数が乗じる場合は切り上げ、整数とする。） |
| 2. 平成24年度以降平成27年度末までにおいて長期休業を取得した通算日数 <input type="radio"/> 専門技術力・業務成績（平均技術者評点）の評価対象期間 <input type="radio"/> 優良表彰の評価対象期間 | |
| 休業の種類（産前・産後、育児、介護の別を記載する） | 休業取得期間及び日数 |
| 産前・産後、育児 | 平成24年 9月 3日から平成25年 3月31日まで 210日間 |
| 産前・産後、育児 | 平成27年12月23日から平成28年 3月31日まで 100日間 |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間 |
| 評価対象期間の延長年数 | 通算取得日数310日間 ÷ 365日/年 = 0.85 ≒ 1年 （端数が乗じる場合は切り上げ整数とする。） |

| | |
|---|---|
| 予定照査技術者 氏 名： 川崎 三郎 | |
| 長期休業の特例適用の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 （無の場合は以降の記載は不要） |
| 1. 平成18年度以降公示日までにおいて長期休業を取得した通算日数 <input type="radio"/> 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）の評価対象期間 | |
| 休業の種類（産前・産後、育児、介護の別を記載する） | 休業取得期間及び日数 |
| 育児 | 平成27年11月 1日から平成28年 1月31日まで 92日間 |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間 |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間 |
| 評価対象期間の延長年数 | 通算取得日数 92日間 ÷ 365日/年 = 0.25 ≒ 1年 （端数が乗じる場合は切り上げ整数とする。） |
| 2. 平成24年度以降平成27年度末までにおいて長期休業を取得した通算日数 <input type="radio"/> 専門技術力・業務成績（平均技術者評点）の評価対象期間 | |
| 休業の種類（産前・産後、育児、介護の別を記載する） | 休業取得期間及び日数 |
| 育児 | 平成27年11月 1日から平成28年 1月31日まで 92日間 |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間 |
| 評価対象期間の延長年数 | 通算取得日数 92日間 ÷ 365日/年 = 0.25 ≒ 1年 （端数が乗じる場合は切り上げ整数とする。） |

変更点 3 一括審査方式【新規】

- (1) 同一時期に発注される規模、条件が同程度の複数業務に入札参加する場合、同一の参加表明書により評価することで、受発注者双方の事務低減を目的に一括審査方式を新規に導入します。
- (2) 対象業務は、総合評価落札方式（簡易型）で実施する業務で、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないものとします。
例として、災害時の測量・設計業務など実施期間・期限が限られている業務等となります。
- (3) あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定し、同一技術者での重複受注は認めないこととします。
- (4) 複数の業務に同一の業務実績・配置予定技術者により参加を希望する場合は、「参加表明書」（様式－1）以外の資料（「企業、技術者の経験及び能力等を確認するための資料」（様式－1②～様式－4）及び参考資料様式（以下、「確認資料」という。））の添付を省略することができます。
この場合、参加を希望する業務のうち、業務番号の最も早いものに確認資料を添付するとともに、他に参加を希望する業務の参加表明書（様式－1）には、以下のように業務番号が、最も早い業務の確認資料として添付したものと同様である旨を明記することになります。

平成〇年〇月〇日付けで手続き開始の公示のありました〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当するものでないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、「企業、技術者の経験及び能力等を確認するための資料」（様式－1②～様式－4並びにその添付資料）及び参考資料様式は、本業務と同時に公示されている「〇〇〇〇業務」の資料と同様です。

また、上記の記述の有無によらず、確認資料が添付されている場合は、添付されている確認資料のみを用いて評価します。

- (5) 同一の業務実績・配置予定技術者により複数の参加表明書を提出し、複数の業務に指名された場合は、指名された業務毎に、それぞれ「技術提案書」（様式－5）を提出し、「業務の実施方針等」（様式－6）を指名された業務のうち業務

番号が最も早い業務に技術提案書として添付することとなります。

他に指名された業務の「技術提案書」（様式－５）には、以下のように業務番号が最も早い業務の「業務の実施方針等」として添付したものと同様である旨を明記することとなります。

【同一の業務実績・配置予定技術者により参加表明書を提出し、複数の業務に指名された場合】
「業務の実施方針等」（様式－６）については、本業務と同時に公示されている「〇〇〇〇業務」の資料と同様です。

また、上記の記述の有無によらず、「業務の実施方針等」が添付されている場合は、添付されている「業務の実施方針等」のみを用いて評価します。

【例】一括審査時の資料提出方法

複数の業務に同一の業務実績・配置予定技術者により参加を希望する場合は、「参加表明書」（様式－１）以外の確認資料の添付を省略することができます。

具体的には下記を参考に資料の提出を行ってください。

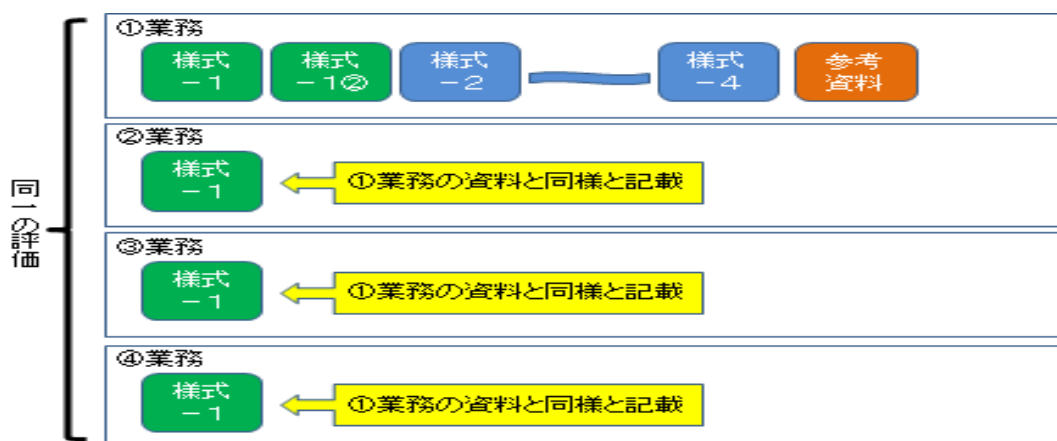
以下は①業務、②業務、③業務、④業務の４件の業務が同時に公示され、一括して審査を実施されているという前提の事例です。

なお、技術提案書の提出に関しても同様となります。

1. ①業務～④業務 全てに対して同一の確認資料での参加を行う場合。

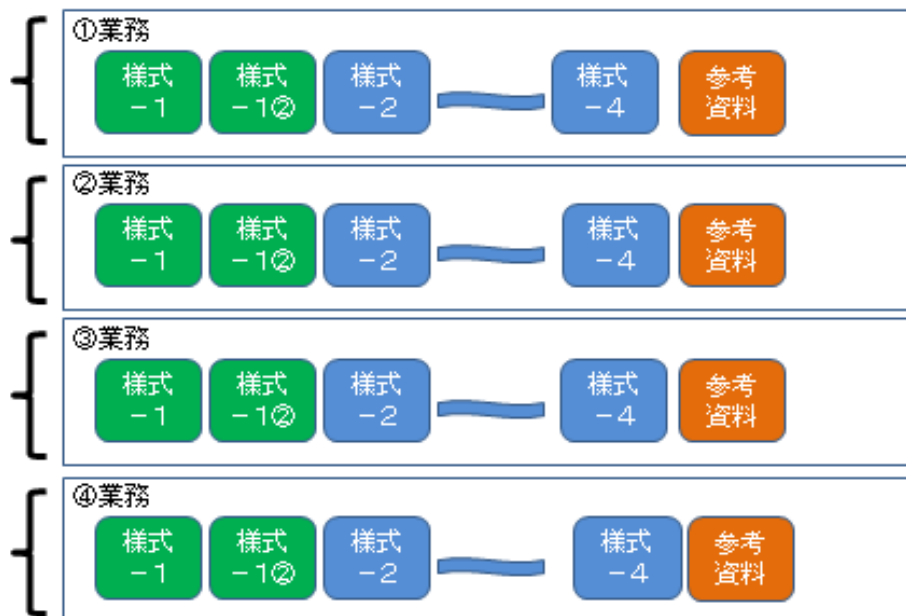
①業務については「参加表明書」（様式－１）のほか、必要な確認資料（様式－１②～様式－４）を添付する。

②業務～③業務については「参加表明書」（様式－１）のみを提出し、「参加表明書」（様式－１）には「確認資料については、本業務と同時に公示されている①業務の資料と同様です。」と記載する。



2. ①業務～④業務全てに対して別々の確認資料での参加を行う場合。

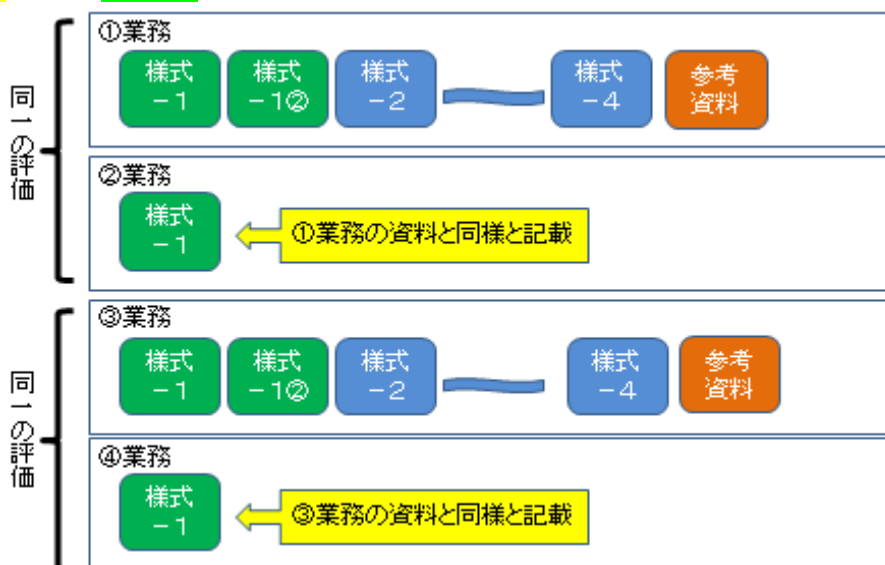
①業務～④業務について「参加表明書」（様式－１）のほか、必要な確認資料を添付する。このとき必要な確認資料の添付を必ず行うこと。



3. ①業務と②業務、③業務と④業務の組み合わせで同一の確認資料での参加を行う場合。

①業務及び③業務については「参加表明書」（様式－１）のほか、必要な確認資料を各々添付する。

②業務及び④業務については「参加表明書」（様式－１）のみを提出し、「参加表明書」（様式－１）には「確認資料については、本業務と同時に公示されている①業務（又は③業務）の資料と同様と記載。」と記載する。



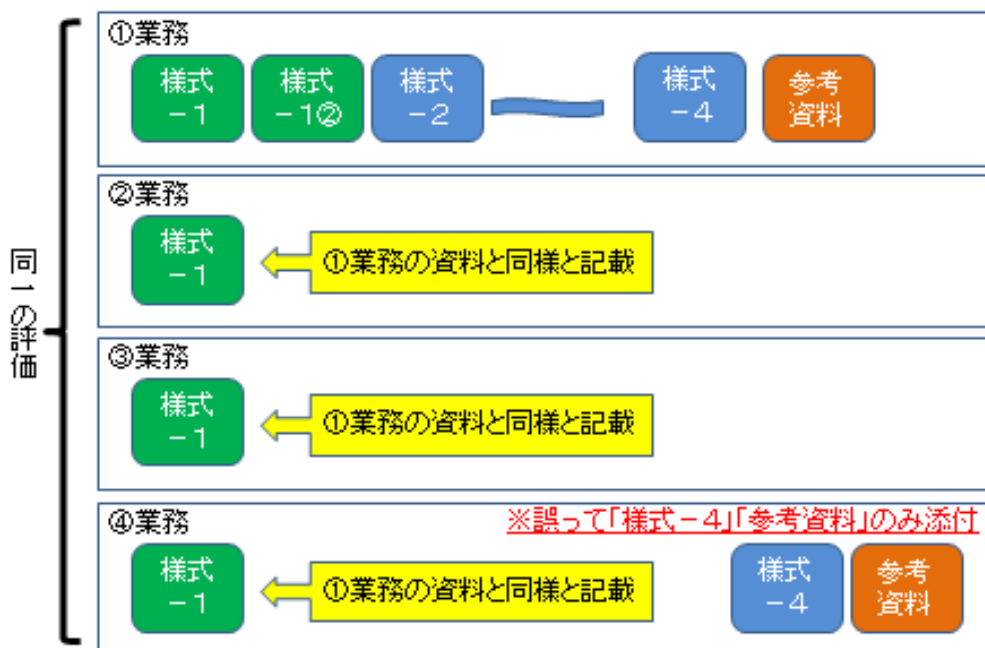
4. 資料作成間違い事例

【全ての業務に対して同一の確認資料での参加を行う際に、発生しうる資料作成間違い事例】

①業務に「参加表明書」（様式-1）のほか、必要な確認資料（様式-1②～様式4）を添付し、②業務～④業務については「参加表明書」（様式-1）に「確認資料については、本業務と同時に公示されている①業務の資料と同様です。」と記載したが、④業務に誤って、「様式-4」と「参考資料」を添付した。

この場合、①業務、②業務、③業務については、同一の確認資料での評価が行われるが、④業務については、資料の添付が不足している（様式-4及び参考資料のみ）ことから、評価されない。

【入札説明書（個別）5. 参加表明書の提出等に記載されている「確認資料が添付されている場合は、添付されている確認資料のみを用いて評価する。」に該当し、提出された資料だけでは、審査・評価ができないことから無効となる場合がある。】



取り組み 1 総合評価落札方式（簡易型）の技術提案内容の簡素化に関する取り組み

平成27年8月以降に公示した総合評価落札方式（簡易型）において、技術提案書作成者の事務負担軽減を目的に記載内容の簡素化を実施しているところですが、昨年実施したアンケート調査結果を踏まえ、さらなる改善を図ります。

- (1) 技術提案（業務の実施方針等）は、その業務特有の課題を求め、課題と考えた理由及び対応方針を記載していただき、期待される効果の有効性・具体性・適切性等について評価します。

【技術提案（実施方針等）を求める際の入札説明書（個別）の例示】

入札説明書（個別）

3. (4) 技術提案（実施方針等）について

本業務の実施方針等の記載にあたっては、〇〇〇〇〇〇について、最も重要と考えられる課題を記載し、その理由、具体的な対応方針を記載すること。（課題は1項目とする。）

※ “〇〇〇〇〇” には、業務の特性等により、概ね以下の事項が記載されます。

- 成果物の品質を向上させるための方策
- 用地測量を適切に実施するための方策
- 物件調査を適切に実施するための方策

あわせて、業務の実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性について評価します。

(2) 評価項目、評価の着目点及び技術点は、下表を標準とします。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 技術点 |
|------------------------------|--------------------|--|-----|
| | | 判断基準 | |
| 実施方針・実施フロー・工程計画その他 (様式-6) | 業務理解度 (課題、着目理由) | 業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。 | 15 |
| | 対応方針 | 課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 | 15 |
| | 実施フロー | 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 10 |
| | 工程計画 | 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、3.(8) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。予定履行期間内でない場合は加点しない。 | 10 |
| | | 仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・入札説明書(個別)3.(4)に示された内容以外の事項を記載した場合。 ・様式-6に示された記載様式に適合しない(課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。)技術提案である場合。 | — |

取り組み 2 追加参考資料の提出を求める取り組み

- (1) さらなる評価・審査の精度向上を図るため、参加表明書に添付される企業、予定技術者の経験及び能力を確認する資料（様式1～4）を基に、各項目において想定される評価ウェイト・技術点を記載する参考資料（別添：参考資料様式-1）の提出を求める取り組みを行います。
- (2) この取り組みは、長期休業の取得状況により評価対象期間が、予定技術者ごとに異なることから、評価・審査ミスによる入札・契約手続きの取り止め等の防止対策も兼ねています。
- (3) 本参考資料の提出は任意であり、評価・審査は提出された様式-1～4により実施します
- (4) 本参考資料の記載内容に不備等があった場合においても、ペナルティー等はありません。
全ての項目の記載がなくても提出は可能です。
- (5) 記載内容については、必要に応じて電話等で確認することとしています。

追加参考資料（参考資料様式－１）の例〔総合評価落札方式（簡易型）の場合〕

【参考資料様式－１】 総合評価落札方式（簡易型）

| 評価項目 | 詳細項目 | | 評価の着目点 | 評価のウエイト | 技術点 |
|------------------|-------|-------|------------------------------------|---------|-----|
| 参加表明者（企業）の経験及び能力 | 資格・実績 | 資格要件 | 技術部門登録 | 数値化しない | |
| | | 業務経験 | 業務実績 (同種又は類似業務等の実績) | 9 | |
| | | 地域性 | 地理的条件 | 6 | |
| | | 小計 | | 15 | |
| | 成績・表彰 | 専門技術力 | 業務成績 | 30 | |
| | | | 優良業務表彰等の経験 | 5 | |
| | | 小計 | | 35 | |
| 予定主任担当者の経験及び能力 | 資格・実績 | 資格要件 | 技術者資格 | 5 | 5 |
| | | 業務経験 | 業務実績 (同種又は類似業務等の実績) | 10 | 8 |
| | | 小計 | | 15 | 13 |
| | 成績・表彰 | 専門技術力 | 業務成績 (平均技術者評定点) | 30 | 17 |
| | | | 平成27年度完了業務において技術者評定点に60点未満がある場合の減点 | 0 | 0 |
| | | | 優良業務表彰等の経験 | 5 | 3 |
| | | 小計 | | 35 | 20 |
| 予定照査技術者の経験及び能力 | 資格・実績 | 資格要件 | 技術者資格 | 数値化しない | 2 |
| | | 業務経験 | 業務実績 (同種又は類似業務等の実績) | 数値化しない | 5 |
| | | 小計 | | | 7 |
| | 成績・表彰 | 専門技術力 | 業務成績 | 数値化しない | 10 |
| | | 小計 | | | 10 |
| 合計 | | | | 100 | 50 |

表中の青文字の欄に、想定する評価ウエイト・技術点を記入する。

参加表明書等において注意いただきたい事項

(1) 参加表明書、技術提案書の一部が提出されていない、記載に誤りがあることにより無効となる事例が発生しています。主な事例は以下のとおりです。

① 参考見積の未提出

プロポーザル方式の技術提案書において、技術提案書提出に合わせて参考見積を提出する必要があります。

提案いただいた内容と見積りが大きくかけ離れていないか等を審査する際に必要となります。

② 発注者名、業務件名、提出業者名の誤り

発注者名、業務件名、提出業者名等に誤りがある場合は、原則として、その参加表明書、技術提案書を無効としています。

特に、提出業者名が間違っていないか、注意をお願いします。

【間違いの例】

× (株) ▲▲▲コンサルタンツ → ○ (株) ▲▲▲コンサルタン

(2) 「地方自治体等の受注実績を評価する試行」の試行評価の対象と内容について

関東地方整備局の受注実績を有していない企業であることが試行の条件となります。 このため、予定技術者のみが関東地方整備局の実績を有していないだけでは、評価対象となりません。

また、関東地方整備局の受注実績を有しているものが、「地方自治体等の受注実績を評価する試行」の対象として参加表明書を提出した場合は、加点評価しないこととなるので、注意してください。

○試行対象と適用条件

- ① 関東地方整備局の業務実績を有していない企業で、関東地整管内の「都県・政令市等」*が発注した業務の実績を複数有する企業について、試行の評価を行うものとする。
- ② 「関東地方整備局の業務実績を有していない企業」とは、過去2年の間に完了（平成26年度以降平成27年度末までに完了）した業務の実績が無い（業務評定点の無い）企業とする。
- ③ 本試行の評価は、「関東地方整備局の業務実績を有していない企業」を前提としており、関東地方整備局の業務の実績を有している企業の場合は、技術者の関東地方整備局の実績の有無にかかわらず通常の評価とする。

試行評価の対象表

| 関東地 整実績 の有無 | | 企 業 | |
|-------------------|----------|----------------------|----------------------|
| | | 実績有り | 実績無し |
| 技術者 評点 | 実績 有り | 企 業：通常評価 技術者：通常評価 | 企 業：試行対象 技術者：通常評価 |
| | 実績 無し | 企 業：通常評価 技術者：通常評価 | 企 業：試行対象 技術者：試行対象 |

- ④ 関東地整管内の「都県・政令市等」※とは、関東地整管内の都県政令市及び公益民間企業（NEXCO、水資源機構、等）であり、企業、技術者ともこれらの機関から発注された同種又は類似の業務実績を有している事をテクリスで確認できること。

※ 関東地整管内の「都県・政令市等」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市の他、関東地方整備局管内の特殊法人等（注1）、地方公社（注2）、及び、大規模な土木工事を行う公益民間企業（注3）とする。

注1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示すものの中から、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、東日本高速道路(株)、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人水資源機構及び国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2）「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注3）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

○試行要件

企業における試行評価要件

試行の評価を受けようとする者（過去2年間に関東地方整備局の業務実績を有していない企業）は、関東地整管内の「都県・政令市等」から同種又は類似業務の実績について同一の自治体等※から複数の受注実績を有していなければならない。

複数の実績とは、過去4年の間に完了させた同種・類似業務のうちテクリスで確認できる2件の業務実績とする。

なお、同種又は類似の実績であげた業務が過去4年の間のものである場合は、その業務を含めて2件あれば良い。

※同一の自治体等とは、都県、政令市、企業単位とする。

例1) A県B事務所とA県C事務所は同一自治体等として認める。

例2) A県B事務所とA県道路公社は、同一自治体等と認めない。
(地方自治体と地方公社とであり同一の発注者ではないため)

技術者における試行評価要件

「企業における試行評価要件」を満たす企業に所属する技術者で、関東地方整備局の業務実績を有していない予定技術者については、企業の試行評価であげた同種又は類似業務と同一の自治体等からの同種又は類似業務の実績を有していなければならない。

同種又は類似業務の実績とは、過去4年の間に完了させた同種又は類似業務のうちテクリスで確認できる1件の業務実績とする。

○試行対象者の評価方法

関東地方整備局の業務実績を有しない企業のうち、試行要件を満たす企業及び技術者は、入札参加者を指名するための基準の業務成績関係の評価において「③18点」を付して評価する。

技術点を算出時するための基準の業務成績関係の評価においては、主任担当者のみ設定する場合は「③15点」、主任担当者と照査技術者の両方に技術点を設定する場合は主任担当者が「③10点」照査技術者が「③6点」を付して評価する。